

東三河広域連合議会臨時会会議録

平成 27 年 3 月 30 日

東三河広域連合議会

議 事 日 程

平成27年3月30日 午前10時開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 発議第 1号 東三河広域連合議会会議規則について
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 副議長の選挙
- 第 8 発議第 2号 東三河広域連合議会事務局設置条例について
- 第 9 発議第 3号 東三河広域連合長専決処分事項の指定について
- 第10 承認第 1号 専決処分の承認について
(東三河広域連合の休日を定める条例外15件)
- 第11 承認第 2号 専決処分の承認について
(東三河広域連合指定金融機関の指定)
- 第12 承認第 3号 専決処分の承認について
(平成26年度東三河広域連合一般会計予算)
- 第13 議案第 1号 東三河広域連合議会定例会条例について
- 第14 議案第 2号 東三河広域連合監査委員条例について
- 第15 議案第 3号 東三河広域連合行政手続条例について
- 第16 議案第 4号 東三河広域連合情報公開条例について
- 第17 議案第 5号 東三河広域連合個人情報保護条例について
- 第18 議案第 6号 東三河広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 第19 議案第 7号 東三河広域連合公平委員会設置に関する条例について
- 第20 議案第 8号 東三河広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 第21 議案第 9号 東三河広域連合職員の定年等に関する条例について
- 第22 議案第10号 東三河広域連合職員の再任用に関する条例について
- 第23 議案第11号 東三河広域連合証人等の実費弁償に関する条例について
- 第24 議案第12号 東三河広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
について
- 第25 議案第13号 東三河広域連合財政状況の公表に関する条例について
- 第26 議案第14号 東三河広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例について
- 第27 議案第15号 東三河広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について
- 第28 議案第16号 東三河広域連合障害支援区分認定審査会委員の定数等を定める条例について
- 第29 議案第18号 東三河広域連合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等
審査会の事務の委託について
- 第30 議案第17号 平成27年度東三河広域連合一般会計予算
- 第31 議案第19号 東三河広域連合広域計画について
- 第32 議案第20号 監査委員の選任について
- 第33 議案第21号 監査委員の選任について
- 第34 議案第22号 公平委員会委員の選任について
- 第35 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

3月30日

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員 26人

平	林	光	子	柴	田	吉	夫
山	下	喜代	治	関		清	文
山	口	洋	一	下	江	洋	行
鈴	木	達	雄	渡	会	清	継
彦	坂	久	伸	杉	浦	文	平
金	田	敏	行	松	下	好	延
星	野	隆	輝	山	田	静	雄
豊	田	一	雄	石	原	政	明
榊	原	洋	二	鈴	木	貴	晶
大	場	康	議	鈴	木		博
古	関	充	宏	佐	藤	多	一
近	田	明	久	太	田	直	人
小	林	琢	生	波	多	野	努

欠席議員 なし

説明のため出席した者

広域連合長	佐原光一	副広域連合長	山脇	実
副広域連合長	稲葉正吉	副広域連合長	穂積亮次	
副広域連合長	鈴木克幸	副広域連合長	横山光	明
副広域連合長	尾林克時	副広域連合長	伊藤	実
事務局長兼総務部長	金田英樹	税務部事業部長	牧野正幸	
消費生活事業部長	野尻典夫	福祉事業部長	河合亮二	
都市計画事業部長	西郷敦司	会計管理者兼会計課長	彦坂直邦	
総務課長	廣地学	滞納整理準備室長	久松	実
消費生活課長	鈴木伸彦	介護保険準備室長	大川照人	
監査指導課長	木村昌弘	障害福祉課長	西尾康嗣	
都市計画準備室長	山本晋			

職務のため出席した者

総務課主査	中村真也	総務課主査	伊藤大輔
総務課専任主査	瀬野尾充彰		

3月30日

○**金田英樹事務局長兼総務部長** 本日は、広域連合発足後、最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。したがって、出席議員中、平林光子議員が年長の議員でございますので、よろしく願いをいたします。

[平林光子議員、議長席に着く]

○**平林光子臨時議長** 紹介いただきました年長、平林光子でございます。どうぞよろしく願います。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

~~~~~  
午前10時01分開会

○**平林光子臨時議長** ただいまから平成27年3月東三河広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~  
これより日程に入ります。

日程第1. 仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

~~~~~  
**日程第2. 議長の選挙**を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行うことといたします。

私より指名させていただきたいと思いますが、これに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**平林光子臨時議長** ありがとうございます。異議なしと認め、議長に近田明久議員を指名いたします。

ただいまの指名に異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**平林光子臨時議長** ありがとうございます。

異議なしと認め、ただいま指名した近田明久議員が議長に当選されました。

ここで、近田明久議員に御挨拶をお願いしたいと思います。

[議長当選承諾及びあいさつ]

○**近田明久議長** ただいま広域連合議会の議長として御推選いただきました。心から感謝申し上げます。

新たに発足する広域連合議会でございます。まだまだ、きょう発足したばかりということでございます。議員と行政と議論の中で、いろいろな形でチェック機能を発揮していきたい、その思いでございます。今後ともよろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

○**平林光子臨時議長** ありがとうございます。

以上をもちまして私の職務を終わります。御協力まことにありがとうございました。

では、近田議長、議長席にお着きいただきたいと思っております。

[近田明久議長、臨時議長と交代し議長席に着く]

~~~~~  
○**近田明久議長** これより、**日程第3. 発議第1号 東三河広域連合議会会議規則について**を議題といたします。

直ちに本案について提案理由の説明を求めます。佐藤多一議員。

○**佐藤多一議員** 発議第1号の提案理由を申し上げます。

白色の議案つづり1ページをごらんください。

地方自治法第120条の規定に基づき、本議会における会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等基本的な事項を定めた東三河広域連合議会会議規則の制定について提案するものであります。

以上でございます。

○**近田明久議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**近田明久議長** 質疑なしと認め、以上で質疑を終

わかります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、規則の交付手続のため、暫時休憩いたします。なお、10時20分から再開をさせていただきます。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

○近田明久議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、**日程第4. 議席の指定**を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、**日程第5. 会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番平林光子議員及び26番波多野 努議員を指名いたします。

次に、**日程第6. 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、**日程第7. 副議長の選挙**を行います。

この際、お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行うこととし、私より指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 御異議なしと認め、副議長に太田直人議員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 御異議なしと認め、ただいま指名した太田直人議員が副議長に当選いたしました。太田議員。

〔副議長当選承諾及びあいさつ〕

○太田直人副議長 皆さん、こんにちは。ただいま東三河広域連合の副議長に御推挙いただきました、私は豊川市議会の太田直人と申します。大変光栄に思っております。近田議長をしっかりと補佐しながら、東三河は1つという理念に一日も早く到達できるよう、議員の立場でしっかりと頑張っていきたいというように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○近田明久議長 次に、広域連合長所信表明を行います。広域連合長。

〔佐原光一広域連合長登壇〕

○佐原光一広域連合長 本日、平成27年3月、東三河広域連合議会臨時会を迎えるに当たり、今後の東三河広域連合の運営における私の所信の一端を述べさせていただき、住民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

3月30日

初めに、御臨席の広域連合議員の皆様を初め、各市町村議会におかれましては、東三河広域連合の設立に御理解、御協力をいただきましたことに、この場をおかりいたしまして心より感謝申し上げます。

私は、1月30日に行われました広域連合長選挙におきまして、初代の広域連合長に選出され、この東三河広域連合のかじ取りを任せていただくこととなりました。改めてその責任の重さを痛感するとともに、東三河地域の住民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、全力で取り組んでいく所存です。

私たちの東三河は、沿岸部から山間部に及ぶ多様な地勢と豊かな自然を有し、いにしえより歴史や文化に根差したさまざまな営みの中で、母なる川、「豊川」の恵みを享受しながら、互いに支え合い発展してきました。

私たち8市町村長は、このすばらしいふるさと東三河を、議会や住民の皆様とともに知恵を出し合い、汗をかきながら、「誰もが真の豊かさを実感できる地域」にしたい。そして、次の世代、またその次の世代へとしっかりとつなげてまいりたい、そんな熱い思いを持って東三河広域連合を設立いたしました。

我が国は、戦後の高度成長期と平成のバブル期を経て低成長の続く時代に入り、地方経済も大変厳しい局面を迎えています。さらに、経済のグローバル化の進展や、人・モノ・情報の首都圏への一極集中は、地域間の格差をさらに広げるものと懸念されています。また、人口減少・少子高齢化は、東三河でも現実のものとなっており、この動きは山間部から都市部にまで及び、今後さらに加速することが予想されています。私たちには、こうしたいまだかつて経験したことのない難しい地域課題に正面から向き合い、対応していくことが求められています。

一方、国においては、基礎自治体がみずからの責任と判断において、地域の諸課題に対応できるよう、中央集権体制から分権型社会の構築に向けた動きを進めています。それに伴い、地方自治体には高度化・多様化する住民ニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた行政サービスを提供できるよう、個々の自治体経営の強化とともに、広域的な視点に立った行政運営が求められています。

このように、地方を取り巻く環境が大きく変わっていく時代だからこそ、地域が将来にわたって持続的に発展していくためには、それぞれの市町村の強みを生かしながらも、行政の枠にとらわれない新た

な発想を持って取り組むことが大切です。

私たち東三河8市町村は、この困難な時代に立ち向かうために、新たな広域連携体制として広域連合を選択し、船出いたしました。東三河8市町村が自立し、それぞれの個性と魅力を発揮しながら、広域連合のもと、力を合わせれば必ずや時代の荒波を乗り越えていけると確信しています。

折しも現在、国においては、「まち・ひと・しごと創生」、いわゆる地方創生によって、地方から国を元気にしようとする取り組みが進められており、その重要な視点として、地方自治体間の広域連携が挙げられています。まさに、今こそが広域だからできる、広域だからこそ効果が発揮される、そんな取り組みを紡ぎ、東三河から新たな地域づくりの姿を全国に発信する絶好のときであります。この東三河広域連合が、地方への新しい人の流れをつくり、人口減少と東京一極集中の是正を進めるこれからの広域連携のモデルとなるよう、「東三河はひとつ」を合言葉に、地域の力を結集して、全力で邁進していく所存でございます。

東三河広域連合では、取り組みの基本として、次の3つの柱を掲げて進めてまいります。

1つ目は、新たな広域連携事業の展開による「地域力」の向上です。広域連合が東三河の広域行政に対する責任主体となり、これまで単独の市町村では実施が困難であった広域連携事業を展開することで、東三河の新たな魅力と活力を創造し、持続可能な地域づくりを進めることができる地域力を高めてまいります。地域の将来に向けた振興・発展につながる分野や、住民の暮らしを支える分野を中心に調査・研究を進め、8市町村や東三河県庁はもとより、経済界や大学、民間団体など、さまざまな機関と連携しながら、精力的に事業を展開してまいります。

2つ目は、地方分権改革の推進による「自立力」の向上です。地域の自己決定・自己責任に基づく分権型社会の実現を目指して、広域連合が権限移譲の受け皿となり、地方分権改革を進めることで、広域的な課題に地域が主体的に対応できる自立力を備えてまいります。住民の暮らしの向上につながる事務や、地域の持続的な発展につながる事務を中心に調査・研究を進め、財源や人材の確保はもちろんのこと、必要に応じて制度の見直しを国や県に働きかけるなど、権限移譲に向けて積極的に取り組んでまいります。

3つ目は、事務の共同処理による「行政遂行力」の向上です。広域連合がこれまで8市町村それぞれが行ってきた事務を共同処理することで、より質の高い行政サービスを提供するとともに、これまで以上に効率的な行政運営に努めてまいります。まずは、介護保険事業の統合や消費生活相談など6事務を行ってまいります。効果が見込まれる新たな事務についても、引き続き検討を進めてまいります。

いずれの取り組みも新年度からスタートを切るわけですが、確実な事業執行はもちろんのこと、常にスピード感を持って運営に当たってまいります。また、設立当初の事務にとどまることなく、順次拡充を図り、将来にわたって「成長する広域連合」を目指してまいります。そして、何よりも住民の皆様にとって、東三河広域連合が常に身近な存在であるよう、丁寧な説明と情報提供に心がけてまいります。

こうした基本方針のもと、東三河地域がこれまで以上に一致団結して、新たな魅力と活力の創造に努め、「誰もが真の豊かさを実感できる地域」の実現を目指し、取り組みを進めてまいります。

皆様方には東三河広域連合の運営に当たり、今後とも格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

〇近田明久議長 次に、日程第8. 発議第2号 東三河広域連合議会事務局設置条例について及び日程第9. 発議第3号 東三河広域連合長専決処分事項の指定についてを一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております両案については、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇近田明久議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇近田明久議長 質問なしと認め、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇近田明久議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

両案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、両案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10. 承認第1号 専決処分の承認について（東三河広域連合の休日定める条例外15件）から、日程第12. 承認第3号 専決処分の承認について（平成26年度東三河広域連合一般会計予算）までの以上3件を一括議題といたします。

直ちに各件について提案理由の説明を求めます。事務局長。

〇金田英樹事務局長兼総務部長 緑色の議案つづりをお願いいたします。11ページをお開きいただきたいと思っております。

承認第1号から承認第3号につきましては、去る1月30日の広域連合設立以降、当面必要不可欠なものであり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、広域連合長において専決処分させていただいたものでございます。

まず、承認第1号でございますけれども、専決処分の内容につきましては、東三河広域連合の休日を定める条例外15件であります。順次説明させていただきますので、13ページをお願いいたします。

東三河広域連合の休日を定める条例でございますが、広域連合の休日について必要な事項を定めるものでございまして、各市町村と同様、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12

3月30日

月29日から1月3日までの日を休日として、執務を原則として行わないこととするものでございます。

14ページをお願いいたします。

東三河広域連合公告式条例でございますが、地方自治法第16条の規定に基づきまして、条例等の交付に関し、必要な事項を定めるものでございます。

15ページをお願いします。

東三河広域連合事務局設置条例でございますが、地方自治法第158条第1項の規定に基づきまして、広域連合に事務局を置くものでございます。

16ページをお願いいたします。

東三河広域連合職員定数条例でございますが、広域連合の職員の定数に関しまして必要な事項を定めるものでございます。第2条におきまして、事務局の職員定数を19人と定めるものでございます。

17ページをお願いします。

東三河広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございますが、職員の分限に関し必要な事項を定めるものでございます。

19ページをお願いいたします。

東三河広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございますが、地方公務員法第29条第4項の規定に基づきまして、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

20ページをお願いいたします。

東三河広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例でございますが、地方公務員法第31条の規定に基づきまして、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

東三河広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございますが、地方公務員法第35条の規定に基づきまして、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

23ページでございます。

東三河広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、職員の勤務時間及び休暇等について必要な事項を定めるものでございまして、第2条におきまして、1週間の勤務時間は休憩時間を除き4週間を超えない期間につき38時間45分とするものでございます。

少し飛びまして、30ページをお願いいたします。

東三河広域連合職員の育児休業等に関する条例で

ございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。

飛びまして、37ページをお願いいたします。

東三河広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございますが、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づきまして、議会の議員その他非常勤職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関し必要な事項を定めるものでございます。

飛びまして、54ページをお願いいたします。

東三河広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、地方自治法第203条の規定に基づきまして、議員報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものでございます。報酬額につきましては、第2条第2項において、議長が月額1万2,000円、副議長が月額1万円、議員は月額8,000円とし、費用弁償につきましては第3条、第4条におきまして、公務旅行のほか会議等出席に当たり支給することを定めております。

58ページをお願いいたします。

東三河広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、地方自治法第203条の2の規定に基づきまして、特別職の職員で非常勤の者に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。報酬の額につきましては、59ページの別表第1のとおり、広域連合長並びに副広域連合長には報酬は支給しないこととし、費用弁償につきましては第3条、第4条におきまして、公務のため旅行したときまたは招集に応じ会議等に出席したときは、要する費用を費用弁償として支給することを定めるものでございます。

61ページをお願いいたします。

東三河広域連合職員の給与に関する条例でございますが、地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、一般職に属する職員の給与に関する事項を定めるもので、職員の給与は豊橋市の職員の例によること。派遣または併任された職員で構成市町村から給与の支給を受けている者については、給与は支給しないことを定めるものでございます。

62ページをお願いいたします。

東三河広域連合職員等の旅費に関する条例でございますが、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものでござい

ます。

飛びまして、74ページをお願いいたします。

東三河広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例でございますが、長期継続契約を締結することができる契約に関し、その範囲等を定めるものでございます。

承認第1号は以上でございます。

続きまして、承認第2号でございますが、77ページをお願いいたします。

東三河広域連合指定金融機関の指定についてでございます。地方自治法施行令第168条第2項の規定によりまして、東三河広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、指定金融機関として株式会社三菱東京UFJ銀行に指定するものでございます。株式会社三菱東京UFJ銀行につきましては、指定金融機関として豊富な実績と経験を有していること、また豊橋市の指定金融機関であり、広域連合の会計事務を豊橋市の会計課が行うこととなるため、適正かつ効率的な運営を確保できること等を考慮し、選定したものでございます。

続きまして、承認第3号でございますが、80ページをお願いいたします。

平成26年度東三河広域連合一般会計予算でございます。第1条ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145万5,000円と定めるものでございます。内容につきまして、予算説明書で説明いたしますので、少しめくっていただきまして、説明書のほうの6ページ、7ページをお願いできますでしょうか。

歳出でございますけれども、1款1項1目議会費は広域連合議会の開催等に要する経費として68万6,000円、2款1項1目一般管理費は広域連合事務局の運営に要する経費としまして66万9,000円を計上いたしております。3款の予備費10万円を加えまして、歳出合計145万5,000円となっております。

続いて歳入についてでございますが、4ページ、5ページにお戻りください。

1款1項1目市町村負担金でございますが、規約に基づき8市町村からの負担金145万5,000円を計上いたしております。

以上で、承認第1号から第3号までの説明を終わらせていただきます。

○近田明久議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

承認第1号から承認第3号までを一括で採決いたします。

各件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、各件は承認することに決定いたしました。

次に、日程第13. 議案第1号 東三河広域連合議会定例会条例についてから、日程第29. 議案第18号 東三河広域連合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託についてまでの以上17件を一括議題といたします。

直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○金田英樹事務局長兼総務部長 水色のほうの議案つづりをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第1号 東三河広域連合議会定例会条例でございます。定例会の回数を年2回と定めるものでございます。なお、別途規則におきまして、定例会の招集時期を2月及び8月とする予定といたしております。

2ページをお願いいたします。

議案第2号 東三河広域連合監査委員条例でございますが、地方自治法第200条第2項及び第202条の規定に基づきまして、事務局の設置及び監査委員に関し必要な事項を定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

3月30日

議案第3号 東三河広域連合行政手続条例でございますが、行政手続法第46条の規定に基づきまして、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

飛びまして19ページをお願いいたします。

議案第4号 東三河広域連合情報公開条例でございますが、東三河広域連合が保有する行政文書の開示を請求する権利を明らかにし、情報公開の総合的推進に関し、必要な事項を定めるものでございます。

28ページをお願いいたします。

議案第5号 東三河広域連合個人情報保護条例でございますが、東三河広域連合の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の手続など、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

飛びまして47ページをお願いいたします。

議案第6号 東三河広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。東三河広域連合情報公開条例及び東三河広域連合個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、不服申し立てについて調査、審議を行うための審査会に関し、必要な事項を定めるもので、第3条におきまして審査会は委員5人以内で組織するものでございます。

50ページをお願いいたします。

議案第7号 東三河広域連合公平委員会設置に関する条例でございますが、地方公務員法第7条第3項の規定に基づきまして、公平委員会を設置することを定めるものでございます。

51ページをお願いします。

議案第8号 東三河広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして、広域連合における人事行政の運営等の公表に関し、必要な事項を定めるもので、概要等の公表時期につきましては、第6条におきまして毎年12月末までとするものでございます。

53ページをお願いいたします。

議案第9号 東三河広域連合職員の定年等に関する条例でございます。職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

55ページをお願いいたします。

議案第10号 東三河広域連合職員の再任用に関する条例でございますが、職員の再任用に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

57ページをお願いいたします。

議案第11号 東三河広域連合証人等の実費弁償に関する条例でございますが、地方自治法第207条の規定に基づきまして、広域連合の機関の要求に応じ、出頭または参加した者に支給する実費弁償について必要な事項を定めるものでございます。

59ページをお願いいたします。

議案第12号 東三河広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例でございますが、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関し、必要な事項を定めるものでございます。

61ページをお願いいたします。

議案第13号 東三河広域連合財政状況の公表に関する条例でございます。地方自治法第243条の3第1項の規定に基づきまして、財政に関する公表に関し、毎年2回行うことなどを定めるものでございます。

63ページをお願いいたします。

議案第14号 東三河広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例でございますが、地方自治法第237条第2項の規定に基づきまして、広域連合の普通財産の交換、譲渡、無償貸付等必要な事項を定めるものでございます。

66ページをお願いいたします。

議案第15号 東三河広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、東三河広域連合に選挙管理委員会委員その他の特別職の職員を置くことに伴い、報酬及び費用弁償の額について規定するため、現行条例の一部を改正するものでございます。報酬額につきましては、67ページの改正後の別表第1に記載のとおりとし、地方公共団体の常勤の職を兼ねる者につきましては報酬を支給しないことと定めるものでございます。

68ページをお願いいたします。

議案第16号 東三河広域連合障害支援区分認定審査会委員の定数等を定める条例でございますが、東三河広域連合障害支援区分認定審査会の委員の定数は28人以内とするもので、施行日は平成27年4月1日とするものでございます。

大変恐縮でございますが、緑色のほうの議案つづりの1ページをお願いいたします。

議案第18号 東三河広域連合と愛知県との間の公

務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託についてでございます。地方自治法第252条の14第1項の規定に基づきまして、規約を定めて公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務を愛知県に委託するもので、内容につきましては愛知県に委託することのほか、委託事務を処理する場合の経費の負担については広域連合が負担する内容となっております。この規約は平成27年8月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○近田明久議長 これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。豊田一雄議員。

○豊田一雄議員 それでは、東三河広域連合議会、一番最初の質疑となりますが、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

水色の議案つづり61ページであります。議案第13号 東三河広域連合財政状況の公表に関する条例について、2点お伺いをいたします。

まず、1点目であります。第1条によれば、この条例設置の趣旨は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、東三河広域連合の財政に関する事項の公表について必要な事項を定めるものとしております。そこで、東三河広域連合としてこの条例を定め、財政状況を公表するということの意義について、どのように考えているのかについてお伺いをいたします。

2点目であります。第2条では、財政状況の公表は毎年2回これを行うものとしております。そこで、財政状況の公表ということについて、どのような内容のものを、どのような方法で行うのかということについて、お考えをお伺いをいたします。

以上2点であります。

○廣地 学総務課長 それでは、1点目の財政状況の公表についてでございます。

財政状況の公表につきましては、地方自治法の規定によりまして、公表すべき事項、公表の方法及び回数等を具体的に条例で定めていくものでございます。

地方の財政状況が引き続き厳しい状況にある中、地方公共団体が住民の理解と協力を得ながら、健全な財政運営を行うためには、みずからの財政状況につきまして、より積極的にわかりやすく情報を公開

することが求められております。そのため、東三河広域連合におきましても、市町村と同様に住民の皆様には財政状況をお知らせしていく責務があるものと考えております。

続きまして、2点目の財政状況の公表の内容とその方法についてでございます。財政状況の公表の時期につきましては、毎年2回、6月ごろと11月ごろを予定しております。公表の内容といたしましては、6月ごろに3月31日現在の、また11月ごろに9月30日現在の収入及び支出の概況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高を公表してまいります。また、あわせて前年度決算の概要につきましてもお知らせをしてみたいと考えております。なお、公表の方法につきましては、掲示場への掲示のほか、ホームページや年2回発行予定の広報誌への掲載を予定しております。このようにさまざまな方法を用いまして、広域連合の財政状況を広く住民の皆様にお知らせしてみたいと考えております。

以上でございます。

○豊田一雄議員 まず、1点目、意義ということでもありますけれども、住民の理解と協力を得ながら健全な財政運営を行うには、みずからの財政状況についてより積極的にわかりやすく情報を公表する責務があるというお答えでありました。

そこで、まずこの条例の根拠となる地方自治法第243条の3第1項を見てみました。そこには以下のようなことが書いてあります。普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないと示されておるわけでありまして。ここに書いてあるのは、普通地方公共団体の長と書いてあるわけでありまして、東三河広域連合は普通地方公共団体ではありません。地方公共団体の組合であるわけでありまして、これは特別地方公共団体に位置づけられるわけでありまして。なぜ、その特別地方公共団体である東三河広域連合の条例の中に、その243条の規定に基づく条例がつけられるのかという点、疑問があったのですが、これについてはあらかじめお伺いをしましたところ、これとは別に地方自治法第292条の規定があるということでありました。つまり、地方公共団体の組合については、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあ

3月30日

るものを除いて、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては、市に関する規定を準用するということでもありますので、広域連合がこれに該当するということでありました。

ここまでは納得をしたわけでありまして。ただ、市町村の場合、どんな仕事を行うかということではありますが、これは総合的に幅広く住民福祉の増進を図ろうということをするわけでありまして。これに対して、東三河広域連合は特定の事務事業を行っていくということでもあります。この2つの性格の違いがある団体において、財政の公表ということについては、その意義が同じでいいのかということについては、まだ疑問が残るわけでありまして。そういう意味で、市町村の財政の公表ということについては、その意義は答弁でおっしゃったとおりだということに思うわけでありまして。

しかし、東三河広域連合にあつての財政公表というのは、その取り扱う事務事業にどれほどのアウトカムがあつたのか。それを把握できるものでなくてはならないのではないかとこのように思うわけでありまして。なぜなら、今後、東三河広域連合が確実に成果を上げていくためには、マネジメントサイクルをしっかりと回していかないとはいえませんが、PDCAであります。プラン、ドゥー、チェック、アクション。計画、実行、検証、修正、これをしっかりと回していかなければ、なかなかその成果を上げていくのは容易ではないということに思うわけでありまして。そのPDCAを回していく上で最も重要になるのが、何を指標に成果を判断していくかということでもあります。

最近、地方創生の議論の中で、PDCAを回していかないけませんよという話が、それとその話の中で必ず出てくるのが、キーパフォーマンスインディケーターですか。KPIということが言われますね。日本語にすると重要業績評価指標ということでもありますけれども、PDCAを回していく上では、そのKPIを明確にしていくことが非常に重要であるということが言われておるわけでありまして。

そして、そのことを明確にしていくということは、つまり東三河広域連合として成果がしっかりと出ているかどうかということを見えやすくするということ。これは地域住民が、東三河広域連合をつくってよかったとか、もっと頑張ってくれよとか、その辺の意識をしっかりと持ってもらうためにも重要ではない

かなというように思うわけでありまして。

そこで、財政公表の意義ということについて2回目の質疑としまして、成長する広域連合としての財務公表の意義は、PDCAを確実に回すためや、広域連合に対する住民の理解促進を図るための各事務事業におけるKPI、先ほど申し上げましたね、重要業績評価指標の推移の公表を行うことであるということではないかと考えますけれども、この認識をお伺いをしたいと思います。もう一度申し上げます。この条例を定める意義としては、成長する広域連合としての財務公表の意義は、PDCAを確実に回すためや、広域連合に対する住民の理解促進を図るための各事務事業におけるKPIの推移の公表を行うことにはなるのではないかとこのように思いますが、その認識をお伺いをしたいと思います。

次に、2点目であります。答弁では、財政公表の具体的な方法については、6月と11月に終始の概況、財産、地方債等の現在高をホームページや広報誌の中で公表していくということでありました。ことし1月23日に総務大臣より、各地方公共団体に対して通知がありました。これは、統一的基準による新公会計制度の整備を早急に図ってくださいというものでありまして、平成29年度までの3年間の中で整備を進めてくださいという趣旨のものでありまして。

東三河広域連合は、ことしの1月30日に発足したばかりでありますので、当然のことながら事業規模も小さい。そういうことで考えると、会計制度を新たなものにしていくということについては、そんなに手間のかからないことかなというようにも思うわけでありまして。そこで、統一的な基準による財務諸表というのは、広域連合における事務事業によるアウトカムを図るKPIとしては、非常に利用しやすいものであるかなというようにも思うわけでありまして、そういうKPI、先ほどKPIを示していくことが重要じゃないかと申し上げましたけれども、それを示すために必要な資料として、統一的な基準による新公会計制度による財務諸表というのは、非常に有効なものじゃないかなというように考えるわけでありまして。

例えば、ではどんな利用ができるかということではありますが、東三河広域連合を設置することによって、スケールメリットの追求ができて、行政コストの縮減が図れるということも1つの狙いとして言われているところだと思います。そういう意味でいけ

ば、新しい公会計制度の中では財務4表がありますね、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、この4つがあると思いますけども、今申し上げたようなスケールメリットを追求するというような話であれば、行政コスト計算書というのは非常にぐあいのいいものだろうという気がします。ただ、東三河広域連合のとこだけ見とってもわからんわけですから、構成団体との連結の中で行政コスト計算書を見ていけば、その中で本当にスケールメリットを出したのか、出せたのかどうかということが明確になってくるのではないかというように思います。

それから、また公共施設の水平補完ということも考えられると思います。これは余り広域連合の中では言われていませんけども、今、地方自治体の中では、それぞれ公共施設等が非常に老朽化が進んでおる、それをどうしていくのか、長期的な計画を立てなさいというようなことも言われているわけでありまして、そのあたりの負担を今後減らしていく。人口が減っていくわけですから、その中で1人当たりの公共資産等の維持管理負担を増大させないためには、ある程度、公共資産等を集約していく。あるいは、複合化していくということが求められると思います。そのときに1つの市町村の中で行うのではなくて、市町村間も含めて、そういう水平補完が行われていくということも大切なことであろうと思いますし、そういう意味でいきますと、それはどこで見えるかといえば、貸借対照表の中に資産が載ってきます。東三河広域連合と、広域連合自身は資産をほとんど持たないと思いますが、東三河の市町村の資産の合計額を人口で割れば、1人当たりの公共資産保有高というのがわかります。その推移を見ていけば、本当に1人当たりの公共資産保有にかかわる維持コストが縮減できるのかどうかというのが見えてくるかなというように思います。

それから、また規模の拡大による発信力の強化ということも言われておりますけども、そのことによって産業の集積を図っていくということが狙いとして上げられておりますけども、そういう意味でいけば、見るべきところとしては、行政コスト対税収、この比率の推移を見ていけば、本当に発信力が強まり、産業が集積し、行政コストに対して税収というのが伸びているのか、伸びていないか、その辺というのも明確に見えてくるようになるのではないかと

いうように思われるわけでありまして。

そこで、2点目の2回目としまして、東三河広域連合の財政公表として、統一的な基準による財務諸表の作成を行い、公表していく考えはあるのかについて考えをお伺いします。もう一度言います。東三河広域連合の財政公表として、統一的な基準による財務諸表の作成を行い、公表していく考えはあるのかについてお考えを伺います。

以上、2回目といたします。

○金田英樹事務局長兼総務部長 まず、1点目でございますが、財政公表の意義として、PDCAを回すために住民の理解促進を図るため、各事務事業のKPIですね、指標を使ってその推移を公表したらどうかというような御質疑かと思えます。

事務事業ということですので、事務事業ということになりますと、今現在、共同処理事務を進めようとしておりますけども、事務事業における指標の設定、あるいはその推移の公表という点については、住民の理解度を増す、公表することで住民の理解度を増すということが一番の目的かというところではなくて、そもそもPDCAサイクルを回すということは、その事務事業の効果、あるいは成果といったものが十分発揮できているのか。それは、もし何か難しいところがあれば改善につなげていく、そういったためのツールであると同時に、あわせてその付随的な効果として、その中身を住民のほうにしっかりお知らせをして、よく理解をいただくというような意義が大きいのではないかなというように考えます。

今回、共同処理事務を初めとして実施することとなる事務事業については、これまで市町村がそれぞれ行っていた事務を共同処理事務をするわけですので、今現在、その市町村でもそういった行政評価とか、そういった形での改善の仕組みというのはつくっておられると思います。そういったことを共同処理するわけですので、当然のことながら、その共同処理する事務について、しっかりPDCAを回すための仕組みを、連合のほうでも考えていくという必要は、やっぱりあるのではないかなというように考えておりますので、適切な指標がどういう指標になるのか。それから、どういった運用の仕方をしていくのかということについては、今後しっかり検討を進めていきたいというように思います。

あわせて、将来的には広域連合が単なる処理事務だけではなくて、やはり地域づくりの一端を担うという大きな役割をこれからつくっていくという考えがございますので、そういった地域づくりがどういように進んでいるかということ、1つの指標を持って、そういうことをあらわし、またそういったことを示していくことができるかということも、将来的には考えていかななくてはならないのではないかなというように思っております。

ただ、今回条例の中身ということで御審議いただいているんですけども、今言った公表については、あくまで今回の条例に沿って公表をしていくことではなくて、条例とは別にして、いろいろな形で公表の仕方はあると思いますので、そういった方法になるのかなというふうに考えております。

それから、もう1点、広域連合の財政公表として、総務省から示された統一的な基準に基づく財務諸表の作成をしてはどうかという、そういう御質疑だったかというように思います。総務大臣の通知によります統一的な基準というのが、今、各地方公共団体に今作成を求められておまして、平成29年度までに統一的な基準でもって作成をし、公表するということが求められていることは承知しておまして、その中で、広域連合がどういようにかかわっていくかということですが、この中でも広域連合は財務諸表を統一的な基準でもって作成するよいうに言われています。それはなぜかという、各市町村が財務書類をつくっていきますけれども、連結の財務処理を今でもつくっているのですが、将来的にも連結した財務書類をつくれということになってます。連結の中身は御承知かと思っておりますけれども、一般会計のほか、それから公営企業会計、それから第三セクター、それからその中の1つに一部事務組合や広域連合も、その連結の財務書類の一部になるということになっているものですから、広域連合も財務諸表をつくって、それを各構成団体に一応お知らせをして、その各地方公共団体の市町村ごとの連結の財務書類がつくられていくと、そういう流れになっているというふうに理解をしております。広域連合自体の公表については、それが公表しなさいということは、特に義務づけとか、そういったことはありませんけれども、財務関係の情報をできるだけ公開をしていくとか、それから公開をすることによって、説明責任を果たすということについては、広

域連合もやはり行財政の健全性、それからいろいろな改革を進めていく上でも材料にしていくということについては、そういった観点では公表するというのも必要かというように思いますので、公表に向けて、今後検討をしてみたいというように思います。

以上でございます。

○豊田一雄議員 それぞれお答えをいただきました。まず、意義ということについてでありますけれども、P D C Aを回す仕組みづくりについては、必要性を感じておるというお答えでありました。そのためにK P Iを定めていくということも、必要性を認めていただいたと思います。ただ、このことは、この条例とは別のところでやっていきたいという趣旨でありますので、これ以上は聞きません。ぜひ、しっかりK P Iを定めて、P D C Aが確実に回ること。今は副次的な効果とおっしゃいましたけれども、今、地域住民の中には、本当に東三河広域連合って必要なのっていう声も少なからずあるわけですから、そのあたりはやっぱり数値で示すことが、もっともっと理解を進めていくことになるのではないかなというように思います。そういう意味で、今後しっかりK P Iを定め、P D C Aをしっかり回していただくということを期待をいたしまして、この件については終わります。

それから、2点目であります。2点目については、広域連合においても、統一的基準による新公会計制度による財務諸表をつくっていきますということでありますので、それは期待をしたいと思っております。今、そのお話の中に、連結することについても触れられました。その連結の仕方が、今お話を聞いた限りですと、一般会計としての連結、あるいは資産としての連結、企業会計としての連結のような分類の仕方をされましたけれども、私は必要なのは、広域連合というのは合併じゃないですから、特定の事務事業についてのみを選択をしてやっているわけですから、セグメントごとの連結という考え方が必要なのかなという気がするんですね。広域連合として取り上げている事業についての、その事業についての連結。そういったことを考えていく必要があるのではないかと。そのことが、その広域連合としての取り上げた事業がどれほどの効果があったのかを把握するために、最も見えやすい資料になるはずであるという

ように考えるわけでありませぬ。

過去、平成18年、地方行革新指針によりまして、発生主義による新しい新公会計制度が導入をされました。いろいろなモデルがある中で、例えば東京都方式ですとか、総務省改訂モデルとか、いろいろなモデルがある中で、今、私の知る限り豊橋市では総務省改訂モデルを採用して、財務4表がつくられておるわけでありませぬ。ただ、豊橋市がというわけではなく、全国どこの市町村においても、その財務諸表はつくられたけれども、活用ということについては非常にまだまだ不十分、ちょっと残念な状況にあったのではないかなというように思ひませぬ。

そういう点で、今度は新しい統一的な基準による公会計制度というのは、市町村間の比較がしやすくなるという意味合いでありませぬので、これは逆に言えば、連結もしやすくなるということでもありませぬ。いろいろな比較が、他市町村との比較もしやすくなるわけですから、その中である意味、競争原理なんかも働いて、これまで以上に、これまでのかつての発生主義による新公会計制度よりか、もっと活用が図られると思ひませぬ。やはり発生主義による公会計制度というのは、非常に有用なものであると思ひませぬ。有用な情報が多いと思ひませぬ。

まずは、東三河広域連合が率先をして導入をする、そのことが東三河8市町村という構成団体の中でも率先をして、それを導入をしていくということが誘発されるのではないかなというように思ひませぬ。そのことが全国、他の地域よりか一層進んで、より早く新しい財務諸表の有用な情報を活用できる地域づくりにつながるのではないかなというように思ひませぬわけでありませぬ。

東三河広域連合では、全国に例を見ない成長する広域連合づくりに挑戦をしているわけでありませぬ。それを実現しようとするのであれば、従来どおりとか、あるいは自治法に書いてあるからというように消極的な姿勢に終始することがあってはならないのではないかなというように思ひませぬ。この議案に対しては必要なものだと考えませぬが、運用に当たっては、その意義や内容について、常に戦略的に考え、取り組んでいただくことを期待をいたしませぬ。ぜひとも先事例をつくっていくんだという積極的な姿勢を持っていただくことを、大いに期待をいたしませぬ。

以上で私の質疑を終わります。

○近田明久議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 御異議なしと認めませぬ。

したがって各案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30. 議案第17号 平成27年度東三河広域連合一般会計予算を議題といたします。

直ちに提案者から提案理由の説明を求めませぬ。事務局長。

○金田英樹事務局長兼総務部長 白い表紙の予算案つづりをお願いいたします。

1ページをお開きください。

議案第17号 平成27年度東三河広域連合一般会計予算でございますが、第1条は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億760万5,000円と定めるものでございませぬ。第2条は一時借入金金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものでございませぬ。

それでは、歳入歳出予算の内容について御説明をいたしますので、少しめくっていただきませぬ、一般会計予算の説明書をお願いをいたします。

まず、歳出から説明をいたしますので、12ページ、13ページをお願いいたします。

1款議会費でございますが、広域連合議会の開催等に要する経費としまして447万5,000円を計上いたしております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費でございますが、1目一

3月30日

般管理費におきましては説明欄1、職員人件費といたしまして、職員9名の人件費のほか、説明欄2、総務事務費として事務嘱託員1名のほか広報誌の発行やホームページの制作等に係る経費を計上いたしております。2目会計管理費、それから3目公平委員会費は、それぞれの事務費を計上いたしております、1款総務管理費といたしまして1億2,820万8,000円を計上いたしております。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2項選挙費は事務費として8万1,000円。同じく3項監査委員費も事務費として393万1,000円を計上いたしております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

3款事業費でございますが、1項1目滞納整理事業費につきましては、平成28年度からの滞納整理事務の実施に向けた収納支援システム開発委託等に要する経費として1,064万2,000円を計上いたしております。それから、2項1目消費生活事業費でございますが、平成28年度からの相談事業開始に向け、職員1名の人件費のほか相談員の研修事業、消費生活講座等の啓発活動に要する経費として2,634万1,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

3項福祉事業費でございますが、1目介護保険事業費につきましては、介護保険事業統合に向けた準備事務といたしまして、介護保険事業者や関係団体へのアンケート調査などに要する経費163万5,000円。2目監査指導事業費につきましては社会福祉法人の設立認可や指導監査などに要する経費として2,124万2,000円。3目障害福祉事業費につきましては、障害支援区分認定審査会の設置運営に要する経費として768万3,000円を計上し、3項福祉事業費全体では3,056万円となっております。それから、4項都市計画事業費146万8,000円につきましては、平成28年度から実施をいたします航空写真撮影等の準備事務に要する経費でございます。5項広域行政推進費174万9,000円につきましては、1目推進事業費の説明欄1、ほの国こどもパスポート事業を初め、これまで東三河広域協議会で行ってまいりました事業を継続して行うための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄2及び3につきましては、それぞれ広域連携、それから権限移譲に係る調査研究に要する事務費を計上いたしております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

4款公債費5万円は、一時借入金利子でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

5款予備費10万円を加えまして、歳出合計は2億760万5,000円となるものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが4ページ、5ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金につきましては、規約に定められた負担割合に基づく構成市町村からの負担金1億8,508万6,000円を計上しております。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2款県支出金でございますが、県補助金といたしまして消費生活事業費に係る補助金2,190万5,000円、また県交付金としまして社会福祉法人の監査指導事務に係る権限移譲交付金11万2,000円を計上いたしております。

8ページ、9ページをお願いします。

3款は繰越金でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

4款諸収入としまして預金利子、雑入の50万1,000円を合わせました歳入合計は、2億760万5,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○近田明久議長 これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。初めに豊田一雄議員。

○豊田一雄議員 それでは、議案第17号 東三河広域連合一般会計予算について質疑をさせていただきます。

白い予算案つづりの23ページになります。3款5項1目推進事業費、説明欄に広域連携調査研究費26万2,000円についてお伺いをいたします。

あらかじめお伺いしましたところ、この26万2,000円というのは、主に旅費であるということでありました。人口減少・高齢化に起因する課題に対して、この辺は先ほど広域連合長のほうから所信としてお話があったわけですが、この人口減少・高齢化に起因する課題に対して、東三河広域連合にはスケールメリットによるコスト縮減、規模の拡大による発信力強化、広域に存在する多様な資源の有効活用など、さまざまな分野での広域連携による効果が期待をされているところであります。そこ

で、平成27年度における広域連携調査研究事業の主な対象となるのは、どのような事業領域を想定しているのかということについて、認識をお伺いをいたします。

以上、1点であります。

○佐原光一広域連合長 それでは、豊田議員からの広域連携事業の事業領域に関する認識についてということでございます。先ほどの私の所信表明でも述べさせていただきましたが、東三河広域連合では取り組みの基本方針の1つといたしまして、新たな魅力と活力を創造することで、持続可能な地域づくりを進めることができる地域力の向上を掲げております。それを具現化するためには、地域の将来に向けた振興、発展につながる分野、さらには住民の暮らしを支える分野で、新たな広域連携事業を展開していくことが重要であるものと認識をしております。

その中で地域力を高める手法ということでございますが、まずこれまでいろいろお話ししておりましたように、地域がその独自の力で地域の魅力を引き出してもらう。これはこれまでどおり市町村でしっかり担っていただきたいと思っておりますが、複数の地域が共通の理解であったり、理想であったり、目的であったり、目標であったり、そういったものをもとに力を合わせていく、そうした取り組みについては、広域連合でやっていきたいと、こういうようにやるのが理想であるというように思っております。

そうした活動の中で、既にこれまでも実は連携をすることによって成果を上げているものが幾つかあるかというように思っています。わかりやすいものでいいますと、この予算の中にも出ております、ほの国こどもパスポートがあるかと思えます。これによって、それぞれの地域の子供たちが、それに伴う保護者も一緒になって、地域それぞれを訪ねることによって、それぞれの地域の理解を深めるとともに、それぞれ地域には一定の利益がまた発生しているものと思えます。また、救急車の手配をやっておりまして、救急の体制でございますが、これも豊橋市中消防署の中で一括管理することによって、救急車の配備、そして病院への搬送が大変効率的に行われているというように思っております。

また、先日の新聞に載っておりました、豊根村のペレットを使って、それぞれの地域のいろいろな取り組みがございます。私ども豊橋市でも、小学校に

もかなりの台数、ペレットストーブが入っておりますし、農業の温室の暖房にも使わせていただいて、生産のほうがちよっと追いつかなくなりそうだなということで、こちらをどういうように強化していくかというのは、場合によってはこれからの我々の連携の取り組みの中で、非常に大事なことになっていくと思えますし、企業の誘致活動等々やっております。

また、これも言ってみれば地域の連携なのかなと思っておりますが、先日竣工いたしました、4月に開校いたします、くすのき特別支援学校、これも地域の課題をみんなで解決するための連携事業に当たっているのではないかと。もちろん学校は豊橋市立ということで建てましたけれども、生徒さんの指導等々に当たっては、田原市さんの御協力もいただくという中でやっていきますし、これによって豊川の特別支援学校が、それぞれの地域に大きな利益をもたらしていると、そういうようにも思っております。こんなことをこれまで進めてまいりました。そんなわけで、もう一方では、既に8市町村でこうやったことをやってきておるわけですが、東三河県庁や経済団体、そして地域の大学などとともに協議を重ねていく中で、地域づくりの羅針盤ということで、東三河県庁が中心になって引っ張っていただいて、東三河振興ビジョンというのも策定しております。

したがいまして、まずはそうした中での取り組みはきっと最初に検討を進める対象となってくると思いますが、観光を含めた地域全体の産業振興などを中心に、調査研究を進めてまいりたいというように思っております。

そして、新年度ではそれに加えて、各市町村で、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものの策定も計画されております。これらともしっかり連携し、情報共有を図りながら、東三河にふさわしい事業の選択をしまいついて、進めてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○豊田一雄議員 地域の将来に向けた振興発展につながる分野や住民の暮らしを支える分野で、新たな広域連携事業を展開していくことが重要と考えているということであります。振興発展につながる分野ということでは、観光を含む地域全体の産業振興を中心に調査研究を進め、まち・ひと・しごと創生総

3月30日

合戦略についても、各市町村との情報共有を図り、事業選択をしていくということでありました。このことについては積極的な展開を期待をしたいと思えます。

もう一つ、住民の暮らしを支える分野ということについてもお話がありました。事例としましては、例えば病院への搬送の連携でありますとか、あるいは、ほの国パスポート、それからくすのき特別支援学校のお話も出ました。こういったあたりが、住民の暮らしを支える分野ということについての広域連携ということになるかと思うのですが、私のほうで、1つぜひこのところについても考えていただきたいというところがあるわけですが、先ほども少し申し上げました、昨年の4月に総務省、総務大臣名の通知で、公共施設等総合管理計画をつくってくださいよということで、各地方公共団体に要請があったわけでありまして、これは、老朽化が進んでくる、それから人口が減少していく中で、住民1人当たりの公共施設の維持管理負担が、このままいけば多くなっていく危険性があると、そういったことを踏まえて、更新を先送りすることのないように、あるいは長期的な視点を持って、その辺の整備を進めていくよということ、更新の計画の必要性が言われておるところであります。これを進めていく上での重要なキーワードというのは、私が思っているのは、先ほど申し上げましたように、集約ということと複合化ということであろうかと思えます。

そういう意味で、各市町村内における水平補完ということとあわせて、東三河広域連合においては、基礎自治体間の水平補完の必要性、水平補完についても、何らかの寄与をしていくことというのは、可能性があるのではないかなというように考えるわけでありまして。

そこで、2回目の質疑としまして、構成団体間の水平補完を推進するために、各市町村が策定する公共施設等総合管理計画について、施設の集約、複合化の可能性について調査研究を行い、その上で助言、調整を行っていく考えの有無があるのか、その辺についてお考えを伺いたいと思えます。もう一度申し上げます。構成団体間の水平補完を推進するため、つまり水平補完というのは、例えば今までそれぞれのまちで体育館をそれぞれ持っていたとしたら、それを1つのまちに1個の体育館じゃなくて、2つのまちで1個の体育館とか、そういうようなお互

いに助け合う、横の隣同士で助け合うというのが水平補完と言うと思うのですが、その水平補完を推進していくために、各市町村が策定する公共施設等総合管理計画について、施設の集約とか、複合化の可能性について調査研究を行って、その上で助言、調整を行っていく考えについて、どのような認識をお持ちかということについて、2回目としてお伺いをいたします。

○金田英樹事務局長兼総務部長 公共施設等総合管理計画ですね、この地方公共団体間の水平補完を図る上で、集約化・複合化の可能性について調査研究し、助言調整をという、そういうお話だったかと思えますけれども、公共施設等総合管理計画の策定に当たって、当然これは各地方公共団体が策定することが求められていますけれども、その中で、策定に当たっての留意事項の1つにもあるのですが、広域的な検討についての、これは留意点が示されておりまして、隣接する市町村を含む広域的視野を持って検討することが望ましいと言われている。これは議員が今、御指摘があった水平補完ですかね、そういった視点かということ、これは策定の趣旨の中にもそういったことが盛り込まれておりますけれども、それはあくまで策定するというのは、公共施設の管理者、所有者であり管理者であり、市町村だというふうに思います。施設の老朽度、それから利用者の動向ですね、これから人口減少に向かって需要がこれから落ちてくるのではないかなというようなことかというふうに思いますけれども、それからあと住民ニーズはどういうように変化していくのかと。そういったことは、やはり市町村ごとの管理者が的確にそういったことを把握をして判断し、責任を持ってそういった計画をつくっていくことかというように思います。

その際に、各市町村が策定する上で、それぞれの公共施設の実態等を情報共有をするということはどうですかね、これは当然必要なのかなというように思えますけれども、それに当たって広域連合が、広域連携事業の1つとしてこの規約を定めて、その中でこういった指導、助言、調整を行っていくかということについては、今現在、そういったことを実施することについては考えていないところでございます。

以上でございます。

○**豊田一雄議員** 公共施設等総合管理計画を各市町村が策定していく中で、広域的な検討が望ましいということが言われました。ただ、それは各市町村ごとで判断していくものであるという御認識であります。さらに、東三河広域連合として、そのあたり情報共有等を進めていくということについては、規約をつくっていかなくてはできませんというような趣旨のことだったというように思います。ただ、こういう話というのは、当事者同士の話というのは、どちらかだけ盛り上がっていてもなかなか話が進まないということもありますので、そこにコーディネーターの必要性というのは、非常に大切なことなのかなというように思うわけでありまして。そういう意味で、東三河広域連合がコーディネーターとしての役割を發揮するということが十分に考えられるのではないかというように思います。

人口減少が予想される中、公共施設等の保有量がもし変わらないとすれば、住民1人当たりの公共施設の維持管理負担は高まるということは、単純に考えても間違いのないことでもあります。そうならないように、各市町村内で公共施設の保有量を減らす努力が行われるということになると思いますけれども、その中で、先ほど申し上げたように、東三河広域連合がコーディネーターとして發揮すべき力というのは、相当期待できるのではないかなというように思うところでもあります。規約変更が必要であるということではありますけれども、ぜひそのあたりについても前向きに御検討いただくことを期待をいたしまして、私の質疑は終わります。

~~~~~

○**近田明久議長** この際、休憩いたします。

なお、午後1時から会議を再開したいと思います。よろしくお祈いします。

午前11時42分休憩

~~~~~

午後1時00分再開

○**近田明久議長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~

次に、石原政明議員。

○**石原政明議員** 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次お聞きをしております。

まず、議案第17号 平成27年度東三河広域連合一般会計予算案についてですが、2款1項1目一般管理費、15ページ、説明欄2、総務事務費(1)広報誌発行、ホームページの制作についてお伺いをいたします。

広域連合は、当初の計画から1年おくれでの設置許可を受けたわけですが、この要因として私なりに考えてみますと、執行側、議会側、構成団体の住民とともに、議論、協議や周知不足による理解度への温度差があったことは否めないことだったと私は思います。このことは、今後、円滑な事業推進を行っていくためにも、十分慎重に考えていただきたいと、まずお願いを申し上げておきます。

そのような中、これまで8市町村、構成団体におかれては市町村民への周知として説明会を開催するなど、広域連合の取り組み、必要性を説かれてまいりました。私ども、豊川市議会においても、政策課題調査特別委員会を設置し、先進地への視察などを行うとともに、市においては広域連合設立に向けた説明会などを市内6会場で開催し、多くの市民から御意見をいただきました。

しかしながら、率直に申し上げまして、メリット、デメリット、「東三河はひとつ」との思いが理解していただけたのかということ、疑念を抱かざるを得ないところでありました。また、他構成団体の会場からも、周知不足の懸念をする声もあったことを記憶をしております。しかし、いよいよこの4月より共同処理事務事業がスタートします。この広域連合が今後どのようにして住民77万人の皆様へ周知をされていくのか。初年度の取り組みについてお聞きをいたします。

そして、2つ目といたしまして、3款5項1目推進事業費、23ページ、説明欄3、権限移譲調査研究についてお聞きをいたします。この広域連合においては、6項目の共同処理事務を初めとする事業、そして取り組みの2つとして、観光産業振興、環境とエネルギー、防災などの広域連携事業。そして、3つ目とする権限移譲事務が上げられていますが、この権限移譲事務の調査、研究される内容についてお伺いをいたします。

○**廣地 学総務課長** それでは、1点目の広報に関する取り組みにつきましては、私のほうから御答弁

をさせていただきます。

平成27年度におけます東三河広域連合の広報活動といたしましては、幅広くより多くの住民の皆様へ周知を図ることを目的といたしまして、広報誌の発行、新規ホームページの導入を主な取り組みとして進めてまいりたいと考えております。広報誌につきましては、東三河の全世帯を対象といたしまして年2回、これは6月ごろと11月ごろの発行を予定しております。掲載内容につきましては、予算、決算の概要や財政状況、さらには消費生活に関する啓発、また議会の活動状況などを予定しておりますが、幅広い世代の皆様へ広域連合の取り組みを知っていただきますよう、工夫を凝らしてまいりたいと思います。また、ホームページにつきましては、12月ごろまでに現在のホームページを全面リニューアルいたしまして、導入に当たっては、情報の即時性、多様性、広域性といった、ホームページならではの特徴を存分に生かすことができるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○佐原光一広域連合長** それでは、私からは2点目の平成27年度におけます権限移譲に関する調査研究内容ということで、お答えをさせていただきます。

まず最初に、地方行政のあり方の中で、私はその地方行政におきましては、市町村民と直接向き合うような行政、これは基礎自治体である私たちの一番得意とする分野だと思っております。そうした中で、一定の範囲で自治体の枠を超えて広域的に取り組むことによりまして、スケールメリットであったり、効率化であったり、市町村のそれぞれの特徴を生かした相乗効果など、そういったものが期待されるものは広域連合でやっていくことが、適当な権限であるなどというように考えているところでございます。

そうした考えのもとで、広域連合につきましては国や県から直接事務権限の移譲を受けることができるという、そういった存在でございますので、そうした長所を最大限生かし、まずは保健所や児童相談所のような、住民の暮らしの向上につながる事務の調査研究を行いまして、権限移譲に伴う具体的な効果や、そして課題を明らかにしてまいりたいというように考えておるところでございます。

権限移譲の調査研究を進める際に当たりましては、より身近な地方公共団体が行政サービスを提供すべ

きという地方分権の視点を持つことが大切な点でございます。また、権限移譲を進めることで、最終的にその成果を住民に還元し、住民がそれを実感する、地域に新たな活力が生まれる、そうした意味のあるものにしていかなければならないというように考えています。こうしたことから、住民の暮らしの向上につながる事務はもちろんのこと、地域の持続的発展につながる事務に関しまして、順次研究の範囲を広げ、地域の自立力の向上を図ってまいりたいと考えております。

そう申しまして、いろいろなものが具体的にはどんなように動いているか、わかりにくいと思いますので、若干、具体的な様子をお話をさせていただきますと、まず保健所でございますが、保健所につきましては、既に私ども豊橋市を含めまして中核市におきましては自前で保健所を運営してございます。また、この4月から、27年度からは、特例市が中核市への移行という局面を迎えますので、今で言います特例市規模の自治体におきまして、保健所を自分で持つということが、普通になってくるかというように思っております。当面、東三河全体で保健所を広域連合で持つのかどうかということとは別に、喫緊の間近にあります問題といたしましては、飛び地になっている田原市をどうするかというようなことも、あわせて考えなければいけないかなというように思っているところです。

次に、児童相談所の問題でございますが、児童相談所につきましても、実は中核市は持つことができることになってございます。ただ、なかなかいろいろな問題がございまして、実際、持っておりますのは横須賀市と金沢市の2市にとどまっております。ただ、そんな中で豊橋市は実は二、三年前、ちょっと正確なところは忘れましたが、子供のネグレクトの問題等があったときに、児童相談所について豊橋市で持つていけないかということの検討をしているところでございます。実際、児童相談所を自前で持っております横須賀市に職員を派遣しまして、1年間働く中で、その様子を確認をさせていただいている、勉強しているところでもございます。そんな状況でございます。

そして、ちょっと違う方面になりますが、今のほうと中核市を中心に議論を進め、かなり議論が進んでいるものに教育委員会の人事権の問題がございまして、中核市への移行について国が前向きに捉え

るという発言、そして答申等を出しつつある中でのございますが、こういったものも広域連合で議論の対象に、将来はなっていくのではないかなというように思っております。

その他、具体的なものといたしましては、市民に身近なところではパスポートの発行とかいったものも、できるだけ私たち、取り入れていきたいと思いますが、これについてはまだ国の法律の問題があったりして、ハードルが高いところではあったりするかと思います。

以上のように、さまざまなテーマについて、市民の目線で、そして市民に身近なところで基礎自治体が本来市民と向かい合っていく仕事の中でやっていけるもの。そして、それがふさわしいものというものについて権限の移譲、これは法律、条例の問題等ありますが、頑張っていきたいと思っています。

ただ、1つ最後に問題になってまいりますのは、権限とともに財源がついてこない、実は財政的に運営をしていけない、成り立っていかないということでございます。この問題につきましても、私も中核市の集まりの中でも、総務省とじかに厳しいやりとりをしているところでもございますし、また当然のことながら、総務省、内閣府を含めて、地方のあり方の中で、本当に財源の問題をクリアしていいのか、さまざまな問題についても御指摘もいただいているところで、そういったものも広域連合の中で情報共有を図りながら、真剣な議論を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○石原政明議員** 取り組み内容をお聞きしました。本当に今、連合長から細かい思い、考え方もお話をいただきました。ありがとうございました。

では、2回目ですが、広報活動として広報紙は年2回、6月と11月ごろに、ホームページにおいては12月ごろにリニューアルして、広域性といった特性を生かし進めるとの答弁もありました。では、今まで住民説明会などで周知活動を行ってきたわけですが、その中で、住民の方から御意見として言われた声を、どのようにお考えを持たれて、またそれを今後の事業展開につなげていくかをお聞きしたいと思います。

続きまして、権限移譲調査のことですが、保健所、今、連合長からありました。児童相談所など、住民の暮らしの向上につながる事務の調査研究を行うと

のお話でありましたけど、ではどのような体制で進められていくのか、お聞きをいたします。

**○金田英樹事務局長兼総務部長** 住民周知の関係でございますけれども、これまで設立をするに向けて、御承知のとおり住民説明会、それからシンポジウムですね。それから、各市町村の広報誌を活用して、随時情報を提供していきまして、できる限り広域連合のことを周知していただくようにということで、さまざまなことを行ってまいりました。

しかしながら、その住民説明会あるいはシンポジウムの中で、お話もいただいておりますけれども、そのいただいた意見の中には、住民からの距離が遠くなってしまうのではないかとというような懸念の声が多くございました。こうした御意見につきまして、今後、広域連合の取り組みを進めるに当たりましても、しっかりと対応してまいりたいというように考えております。設立後も、この広域連合のことを理解をし、また身近に思っただけのように、先ほど説明をいたしましたように、広報誌、これは広域連合独自の広報誌を全世帯に配付をしていくという方法をとったとか、それからホームページを新たに制作して、内容のほうも充実をしていきたい。それから、場合によっては、広報誌は年2回ということですので、若干回数が少のうございますので、即時的に出したい場合については、市町村広報も少しお願いをし、掲載をしてもらおうといったことなども考えていきたいというように思っています。

そうしたいろいろな手法を使い、さまざまな機会を捉えながら、きめ細かく丁寧にしっかり説明をし、広域連合のことを十分理解してもらえるように、周知してまいりたいというように考えております。

それから、もう1点ですが、権限移譲に関する調査検討体制ですね。これにつきましては、先ほど広域連合長から申し上げました保健所、あるいは児童相談所の例で少し申し上げたいというように思いますけれども、これは移譲元は県にありますので、県の担当部局、それから市町村の担当部局、それから広域連合の事務局ですね、そういった三者で検討体制をつくって、権限を移譲する場合の事務の範囲、それから執行体制、それから必要な財源、人材、そういったさまざまな角度から検討を進めてまいりたいというように思います。

ただ、事務の内容に応じましては、県だけではな

3月30日

くて、さまざまな関係団体がございます。児童相談所につきましては、医療機関、あるいは弁護士会、さらには警察、学校、そういったところと連携をとっていかなければならないというように思います。それから、保健所につきましても、やはり医療機関、あるいは市町村が持っている市町村の保健センター、それから福祉事務所ですね、そういったところと連携をする必要がございますので、先ほど申し上げました県、市町村、広域連合による検討体制というものを基本にしていきたいと思いますけれども、検討の進行状況に応じまして、そういった関係団体と協議をする場を設け、しっかり内容について検討してまいりたいというように思います。

また、検討を進めるに当たっては、事務レベルでいろいろ細かな部分はあると思いますが、政策的にやはりきちっと判断をして、意思決定をしていかななくてはならないというような場面も出てくるというように思いますので、その場合には、しっかり8市町村集まって、しっかり協議をして、方向性をしっかり出していく必要があるというように考えております。

以上でございます。

**○石原政明議員** 3回目をお聞きをいたします。ただいまの答弁では、広報紙、年2回、皆さんに周知をするということは、非常に媒体としては少ないということもお認めをなさっております。ぜひとも各市町村、構成団体、そして、いろいろな先ほど申したとおり媒体を利用して、しっかりと住民に周知をしていただきたいなど、そんなことを申し上げておきます。

では、聞くということを考えてときに、広聴という視点から、どんな取り組みをされていくのか、お聞きをいたします。

**○金田英樹事務局長兼総務部長** 広聴をどういうようにやっていくかということかと思いますが、広報と同時に、やはり広く意見を住民の方から伺うということは、今、非常に大切なことだというように思っております。

このため、先ほど申し上げましたホームページを作成していきますけれども、その中にメールボックスを設置をして、広く住民の皆様から御意見を伺っていく方法とか、直接お手紙をもらうようなケース

もあろうかと思っておりますけれども、そういった御意見に対しまして、しっかりと応えてまいりたいというように思っています。

加えて、メールボックス等でいろいろな御質問等、御意見を伺うものにつきましては、一定取りまとめができれば、Q&Aみたいな形でしっかりそういったものをまとめたものを、またホームページ上に載せていくというようなことも、少し考えていきたいというように思っています。

あと、構成市町村とも連携しながら、毎年出前講座というのをそれぞれの市町村で行っていただいていると思うんですけれども、その中で、広域連合も必要があれば出向いて、直接住民の声を聞くということについても、積極的に対応してまいりたいというように思っています。

以上でございます。

**○近田明久議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○近田明久議長** 以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○近田明久議長** 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○近田明久議長** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、**日程第31. 議案第19号 東三河広域連合広域計画**についてを議題といたします。

直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

**○金田英樹事務局長兼総務部長** 緑色の議案つづり



のほうをお願いいたします。

3ページをお開きください。

議案第19号 東三河広域連合広域計画についてでございますけれども、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づきまして、規約第5条に定められた広域計画の項目に従い作成するもので、広域連合及び広域連合を組織する地方公共団体が広域計画に基づき事務処理を行っていくこととなります。

次ページからが広域計画ということで表紙がついておりますけれども、表紙をめくっていただきますと、東三河広域連合設立趣意を載せてございます。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、大きな1ですが、広域計画の策定趣旨を載せてございます。2は規約に定められた広域計画の項目でございます。3は広域計画の区域を定めております。4は広域計画の推進方針について記載しております。広域連合と構成市町村が相互に役割分担をし、東三河県庁や東三河広域経済連合会などと連携を図りながら、効果的・効率的な運営に努めてまいります。また、共同処理事務、新たな連携事業、権限移譲事務などに順次取り組みを広げ、将来にわたって成長する広域連合を目指すことといたしております。

2ページをお願いいたします。

5は広域連合及び構成市町村が行う事務について記載しております。1、共同処理事務でございますが、(1)の介護保険事業の保険者統合に向けた準備に関する事務から、4ページにかけまして、4ページの(6)航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務の6つの共同処理事務につきまして、広域連合及び構成市町村が相互に役割分担しながら、それぞれが行う事務につきまして、具体的に記載をし、その事務を行ってまいります。

5ページをお願いいたします。

2は広域連携事業についてですが、広域にわたる新たな連携事業の調査研究とともに、事業の具体化に向けた検討を、広域連合及び構成市町村が相互に連携をしながら進めてまいります。3の権限移譲事務ですが、事務権限の移譲に係る調査研究を行うとともに、国や県との調整等を広域連合と構成市町村が連携しながら行ってまいります。

6ページをお願いいたします。

4、その他ですが、構成市町村が一体となって取

り組む公共施設の相互利用、職員研修、情報発信に関する事務を行ってまいります。6は広域計画の期間及び改訂についてですが、期間は平成27年度から31年度までの5年間とし、計画期間の満了前に見直しを行います。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時改訂を行うこととするものでございます。

以上で説明を終わります。

○近田明久議長 これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

初めに、石原政明議員。

○石原政明議員 議案第19号、3ページ、東三河広域連合広域計画についてお聞きをします。

まず、広域計画の推進方針におきまして、成長する広域連合を目指すということをうたわれております。この計画期間5年間において、どのように成長させていくのか、基本的な考え方をお聞きをいたします。

○廣地 学総務課長 成長する広域連合といたしまして、計画期間でどう成長させていくのかということの基本的な考え方についてでございます。東三河広域連合は、東三河地域の地域力と自立力を高めながら、持続可能な地域づくりを目指しておりまして、それを実現するために広域計画には共同処理事務、広域連携事業、権限移譲事務の3つの柱を掲げております。この中でも広域連携事業の広域にわたる新たな連携事業の調査研究に関する事務。さらには権限移譲事務の事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務の2つにつきましては、特に大変重要な取り組みであるというように考えております。

当初は、調査研究から始めてまいります。あわせて広域連合みずから行う事務や事業の具体化を進めまして、広域連合の事業の拡充、これはすなわちそれで成長につなげてまいりたいというように考えております。加えまして、共同処理事務に関しましても、広域連合で実施することで効果が高まる事務につきましては、構成市町村と協議を進めながら、順次広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石原政明議員 基本的な考えの中、構成団体とし

3月30日

っかり協議を進めて、事業を推進していくということでございました。

では、2回目でございますが、特別地方公共団体、東三河広域連合は地域力、自立力を高め、共同処理事務、広域連携事業、権限移譲事務を3本柱とする持続可能な地域づくりを推進するというところでございます。成長する広域連合を進めるためには、新たな広域連携事業など、どのように展開をしていくのかが大変重要であると考えています。その中で、現在、国が進めています地方創生では、基本目標として地域と地域の連携を掲げるなど、広域的な連携の地方創生モデルが掲げられています。

連合長は、さきの1月30日、許可交付式において、国が地方創生のモデルに掲げるのがこの広域連携であり、模範となるよう努力するというように言われました。平成27年度、各自治体がまち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンと総合戦略を策定することとなっています。まさしく地方創生に向けた取り組みを進めようとしている中、この東三河広域連合において、各市町村の、ただいま申し上げました総合戦略策定とどう連携をされ、新たな広域連携事業を取り組んでいくのか、その考え方をお聞きをいたします。

**○金田英樹事務局長兼総務部長** 各市町村が策定をしまいであります総合戦略とどう連携をしていくのかというお尋ねかというように思います。総合戦略計画の策定に当たりましては、今、議員がおっしゃいましたように、地域間の連携ですね、そういったものを推進するということが非常に重要な視点だというように思っております。東三河広域連合と、それを構成する8市町村が、やはり持続可能な地域づくりを推進するためには、常に連携をして、同じ方向を向いていかないといけないというように思います。

したがって、広域連合におきまして、そういった新たな広域連携事業の検討を行う際には、各市町村が策定をいたします総合戦略とも、常に情報を共有していく必要があるだろうというように思います。その中で、個々の市町村で行うよりも、東三河全体で取り組むべき事業は何か、さらにはその事業実施に当たって、市町村の連携で行うのか、あるいは広域連合が受け皿となって行うほうが、より効果が上がるのかという点があるかと思っておりますので、その辺をしっかりと協議をしながら進めてまいりたい

というように思います。

以上でございます。

~~~~~  
○近田明久議長 次に、星野隆輝議員。

○星野隆輝議員 これまでの質疑の中で、少し具体的なところも明らかになっておりますけれども、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第19号 東三河広域連合の広域計画について、そして構成市町村との連携のあり方について伺います。

黄緑色の議案つづりにあります東三河広域連合広域計画、平成27年度から平成31年度ですけれども、広域連合及び構成市町村が行う事務の中で、2項目に広域連携事業、3項目に権限移譲事務となっております。これらの項目は、東三河広域連合の最大の特色であります、将来にわたって成長する広域連合に関することだと認識しております。ここにはそれぞれ広域連合及び構成市町村が行う事務が示されておりますが、これらを達成するために、構成市町村とどのように情報を共有し、事業化や具体化を進めていかれるのか。そこで構成市町村との連携のあり方について伺います。

○佐原光一広域連合長 星野議員もいつも一番前が3列目、ちょっと緊張しておられる、私もちょっとなれない感じで緊張しております。議員の広域連携事業や権限移譲事務の調査研究を進める、その際の情報共有や、さまざまなことにおきます構成市町村との連携の在り方という点でございます。

新たな広域連携事業、そして事務権限の移譲を進めるに当たりましては、広域連合と構成市町村が地域の将来の姿を共有し、一体となって取り組むことが重要であると認識しております。この点は、先ほど石原議員へのお答えの中と同様でございます。

そのためには、広域連合の取り組みだけではなく、さまざまな広域的な課題に対しまして、8市町村長が膝を突き合わせて議論をしていくことが大切でありまして、こうした議論を重ねることが、地域づくりの原点であるというように考えております。

さきの豊田議員へのお尋ねに対するお答えの中でも説明申し上げましたように、これまでにも、ほの国こどもパスポートのような身近なものから、救命救急の協定まで、たくさんの広域的な連携事業を進

めてきておりました。こうしたこれまでの実績も踏まえながら、今後もしっかりとした議論を積み重ね、東三河にとって必要な取り組みは何かをしっかりと見定め、広域連合と構成市町村が役割を分担し、相互に連携を図りながら、東三河地域全体の振興発展につなげてまいりたいというように考えております。

以上です。

○星野隆輝議員 御答弁の中に、8市町村長が膝を突き合わすとの御答弁でありましたが、構成市町村のリーダーが、この東三河におけるそれぞれの市町村の姿を描いて、東三河全体の姿を共有するということについては、私も同感であります。しかし、また一方で、今後進められる事業の調査研究をするに当たってもそうなんですけれども、東三河広域で考えたときに、愛知県やこの東三河それぞれの経済界など、構成市町村の行政以外の関係団体との意見交換や連携といったことも重要になってくると考えます。

そこで、2回目といたしまして、広域連合と各関係団体との連携のあり方についてのお考えを、お伺いします。

○金田英樹事務局長兼総務部長 愛知県や経済界といった市町村以外の関係団体との連携ということですが、議員御指摘のとおり、愛知県を初めとして構成市町村以外の関係団体との連携というのは、大変重要だというように認識しております。例えば、観光の分野で申し上げますならば、構成市町村は当然のことながら、観光の担当課ということになりますけれども、東三河振興ビジョンを策定しております東三河県庁ですね。それから、既に広域観光の担い手となっている東三河広域観光協議会というところがございます。そういったところと連携をしっかりしていかなければならないだろうというように考えております。その他、経済界、大学、NPO団体、そういったところ、連携していく相手方は、取り組む分野や、それから事業によって変わっていくものと考えられますので、取り組む事業の中身に応じて、しっかりとその連携する相手方といえますか、関係団体としっかりと協議をする場を設置をして、意見交換をしながらその調査研究に当たってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○星野隆輝議員 2回目の御答弁をいただきました。現在でも東三河振興ビジョンの協議会などの場ということ、私自身も確認をしておりますが、東三河広域連合最大の特徴であります、将来にわたって成長する広域連合、こういったものを成功させるということが地方創生、先ほどもありましたけれども、地方創生におけるこの東三河の示す地域力、地方力だというように考えるわけであります。ですので、周知不足というお話もありましたけれども、この広域連合に関連する各種団体、たくさんの人たちを巻き込むというのか、一緒につくり上げていくことによって、この広域連合の優位性というものも、情報発信の1つにつながるのではないかなというふうに、期待するところであります。

そうは言っても、まずは共同処理事務を成功させて、成果を出して、東三河広域連合というこの選択、この地方がみずから考えて、みずから選択した形の優位性を、8市町村の住民の方に理解していただくということが、まず先かなというところもありますけれども、願わくば同時進行でこの計画推進をしっかりと進めていただくことによって、構成8市町村が、将来にわたって持続的に発展をしていくための東三河広域連合となることを大いに期待をいたしまして、以上で私の質疑を終わります。

○近田明久議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

3月30日

○近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32. 議案第20号 監査委員の選任についてを議題といたします。

直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○金田英樹事務局長兼総務部長 緑色の議案つづりの5ページをお願いいたします。

広域計画のつづりがありますので、広域計画のつづりの後になります。議案第20号 監査委員の選任についてでございます。東三河広域連合規約第16条第2項の規定によりまして、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、大須賀俊裕さんを選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

大須賀俊裕さんの略歴につきましては、次の6ページに記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○近田明久議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 質問なしと認め、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、本案はこれに同意することに決定い

たしました。

次に、日程第33. 議案第21号 監査委員の選任についてを議題といたします。

除斥対象者が退席されますので、しばらくお待ちください。

〔鈴木達雄議員除斥〕

○近田明久議長 直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○金田英樹事務局長兼総務部長 緑色の議案つづり7ページをお願いをいたします。

議案第21号 監査委員の選任についてでございますが、広域連合議員のうちから選任する者として、鈴木達雄さんを監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○近田明久議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 質問なしと認め、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

[鈴木達雄議員入場]

〇近田明久議長 次に、日程第34. 議案第22号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

直ちに提案者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

〇金田英樹事務局長兼総務部長 緑色の議案つづり8ページをお願いをいたします。

議案第22号 公平委員会委員の選任についてでございます。地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、公平委員会委員につきましては、表に記載のとおり林 雅巳さん、山口和生さん、酒井裕子さんを選任いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

同意を求める者の略歴につきましては、9ページから10ページにかけて記載のとおりでございますので、ごらんをいただきたいというように思います。

以上で説明を終わります。

〇近田明久議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇近田明久議長 質問なしと認め、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇近田明久議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、日程第35. 選挙管理委員会委員の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇近田明久議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにしりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇近田明久議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

では、初めに東三河広域連合選挙管理委員会委員に渡邊 淳さん、鈴木哲朗さん、大羽英子さん、伊藤 孝さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方々を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方々が当選されました。

次に、補充員に、第1順位として宮川千弘さん、第2順位として入山厚子さん、第3順位として遠山和美さん、第4順位として山下忠善さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方々を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇近田明久議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方々が当選されま

3月30日

した。

以上で、本臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

~~~~~  
○近田明久議長 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本臨時会に付議されました諸議案につきましては、熱心な審議をなされ、ここに閉会の運びとなりました。心から感謝を申し上げて、お礼の挨拶とします。まことにありがとうございました。

以上をもちまして平成27年3月東三河広域連合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時46分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

東三河広域連合議会議長 近 田 明 久

東三河広域連合議会議員 平 林 光 子

東三河広域連合議会議員 波多野 努

## 議 決 結 果 一 覧 表

| 議 案 番 号 | 事 件 名                                             | 議決年月日<br>(本会議) | 議決結果 | 付 託<br>委員会 |
|---------|---------------------------------------------------|----------------|------|------------|
| 1       | 東三河広域連合議会定例会条例について                                | 27. 3. 30      | 原案可決 | —          |
| 2       | 東三河広域連合監査委員条例について                                 | 〃              | 〃    | —          |
| 3       | 東三河広域連合行政手続条例について                                 | 〃              | 〃    | —          |
| 4       | 東三河広域連合情報公開条例について                                 | 〃              | 〃    | —          |
| 5       | 東三河広域連合個人情報保護条例について                               | 〃              | 〃    | —          |
| 6       | 東三河広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例について                       | 〃              | 〃    | —          |
| 7       | 東三河広域連合公平委員会設置に関する条例について                          | 〃              | 〃    | —          |
| 8       | 東三河広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について                   | 〃              | 〃    | —          |
| 9       | 東三河広域連合職員の定年等に関する条例について                           | 〃              | 〃    | —          |
| 10      | 東三河広域連合職員の再任用に関する条例について                           | 〃              | 〃    | —          |
| 11      | 東三河広域連合証人等の実費弁償に関する条例について                         | 〃              | 〃    | —          |
| 12      | 東三河広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について          | 〃              | 〃    | —          |
| 13      | 東三河広域連合財政状況の公表に関する条例について                          | 〃              | 〃    | —          |
| 14      | 東三河広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例について                   | 〃              | 〃    | —          |
| 15      | 東三河広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 〃              | 〃    | —          |
| 16      | 東三河広域連合障害支援区分認定審査会委員の定数等を定める条例について                | 〃              | 〃    | —          |
| 18      | 東三河広域連合と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託について | 〃              | 〃    | —          |
| 17      | 平成27年度東三河広域連合一般会計予算                               | 〃              | 〃    | —          |
| 19      | 東三河広域連合広域計画について                                   | 〃              | 〃    | —          |
| 20      | 監査委員の選任について                                       | 〃              | 同 意  | —          |
| 21      | 監査委員の選任について                                       | 〃              | 〃    | —          |
| 22      | 公平委員会委員の選任について                                    | 〃              | 〃    | —          |
| 発1      | 東三河広域連合議会会議規則について                                 | 〃              | 原案可決 | —          |
| 発2      | 東三河広域連合議会事務局設置条例について                              | 〃              | 〃    | —          |
| 発3      | 東三河広域連合長専決処分事項の指定について                             | 〃              | 〃    | —          |
| 承1      | 専決処分の承認について（東三河広域連合の休日をも定める条例外15件）                | 〃              | 承 認  | —          |
| 承2      | 専決処分の承認について（東三河広域連合指定金融機関の指定）                     | 〃              | 〃    | —          |
| 承3      | 専決処分の承認について（平成26年度東三河広域連合一般会計予算）                  | 〃              | 〃    | —          |

3月30日

|  |                    |   |      |   |
|--|--------------------|---|------|---|
|  | 会期の決定              | 〃 | 決 定  | — |
|  | 議長の選挙              | 〃 | (執行) | — |
|  | 副議長の選挙             | 〃 | 〃    | — |
|  | 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙 | 〃 | 〃    | — |